資産と費用の区分誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 警察本部  　総務部  　　施設課 | 令和４年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、費用として計上すべきものが６件含まれていた。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 契約名称 | 金額 | 費用計上すべき金額 | | 令和３年度 | 交通管制センター中央装置高度化における整理統合基本設計業務 | 5,060,000円 | 2,915,000円 | | 令和３年度 | 大阪府豊中南警察署屋上防水改修工事 | 23,984,400円 | 14,484,400円 | | 令和３年度 | 大阪府箕面警察署消防設備改修工事 | 10,678,800円 | 10,678,800円 | | 令和４年度 | 大阪府警察堺北１待機宿舎外壁改修工事 | 384,965,900円 | 20,300,000円 | | 令和４年度 | 大阪府警察りんくうタウン別館外壁改修工事 | 69,212,000円 | 4,800,000円 | | 令和４年度 | 大阪府警察門真運転免許試験場外１件信号機設備改修工事 | 11,572,000円 | 11,572,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【建設仮勘定取扱要領】  第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。  ２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。  （参考）建設仮勘定の精算処理について  「新公会計制度マニュアル」第一章　新公会計制度の概要、２　新公会計制度特有の会計処理、５　建設仮勘定　より  ○　建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した経費について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価額の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。  ○　工事が完成して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行いますが、併せて、財務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。  ○　一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。 | 検出事項については、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、費用としての登録が行われた旨の連絡を受けた。  検出事項が発生した原因については、費用として計上すべきところ、業務担当者の確認不足により、建設仮勘定に計上されたままになっていたものである。  　今後は、業務担当者が、建設仮勘定未精算一覧を確認することはもちろんのこと、幹部のチェック体制を強化し、建設仮勘定取扱要領について正しく理解したうえで適正な事務処理を行い、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月10日まで）

管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 警察本部  地域部  第一方面機動警ら隊 | 管内出張について、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（定期券認定経路）と重複する区間があったが、旅費の減額調整がされておらず、過誤払となっているものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 職員 | 出張日 | 既支給旅費額 | 正規支給旅費額 | 過誤払旅費額 | | Ａ | 令和４年  ９月13日 | 1,180円 | 410円 | 770円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【職員の旅費に関する条例】  (旅費の調整)  第43条　任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。  【大阪府警察職員の旅費に関する要綱】  第５　旅費額の計算及び運賃等の調整  ６　その他  (3)　旅行の経路が、通勤手当の算出において通勤用定期乗車券の価額をもって計算されている経路（以下「定期券認定経路」という。）と重複する場合は、その重複する区間の鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。ただし、一の旅行区間に定期券認定経路と重複する区間がある場合で、その重複する区間において乗車又は降車のいずれも行わないときは、この限りでない。 | 検出事項については、減額調整を行い、過誤払となっていた旅費を戻入した。  　検出事項が発生した原因については、担当者が旅費システムの精算登録時に、該当区間について自動減額調整されない注意喚起のメッセージを見逃し、手入力で変更していなかったことによるものである。  　今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月10日まで）

決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 豊能警察署 | 自動車等修繕に係る契約について、契約手続の決裁と同時に行う経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。  契約名称：自動車等修繕に係る契約  １　契約期間：令和４年７月４日  ２　経費支出伺書の起案日：令和４年７月４日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和４年７月６日  ４　支出負担行為額：660円  契約名称：自動車等修繕に係る契約  １　契約期間：令和４年８月26日  ２　経費支出伺書の起案日：令和４年８月26日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和４年８月29日  ４　支出負担行為額：2,200円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項が発生した原因については、契約手続を行う際に、文書での決裁と併せて、行政文書管理システムによる決裁処理すべきところを失念したことによるものである。  今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月30日）

決裁遅延

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 枚方警察署 | 強制採血に係る契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。  契約名称：強制採血に係る契約  １　契約期間：令和４年６月20日  ２　経費支出伺書の起案日：令和４年６月22日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和４年６月22日  ４　支出負担行為額：5,000円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項が発生した原因については、担当者間における情報共有及び引継ぎが十分になされていなかったことにより生じたものである。  　今後は、同種事案を再び発生させないよう、署員全員に対して周知徹底を図るとともに、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年５月25日）